

平成30年3月29日
危機管理室防災計画課

避難拠点の周知看板の変更について

区では、避難拠点について周知を図るため、全ての区立小中学校に周知看板を設置している。防災に係る周知看板等の表示については、一昨年、国が日本工業規格（JIS）において、標準的なものを定めた。これを踏まえ、避難拠点の周知看板を以下のとおり変更する。

1 変更の内容

- (1) レイアウト、図記号（ピクトグラム）、色使い等については、JISによる標準化を踏まえ変更する。
- (2) 医療救護所を設置する避難拠点（10校）については、新たに「医療救護所」と記載する。
- (3) 避難拠点の開設条件等についても、新たに説明を記載する。
- (4) 避難拠点の主な役割等については、外国人に周知するため3か国語を併記する。
- (5) 図記号（ピクトグラム）の部分については、夜間の視認性を高めるため、蓄光の塗料を使用する。

※ 裏面、「周知看板のイメージ図（医療救護所を設置する避難拠点の例）」参照

2 スケジュール

平成30年3月末までを目途に、全ての周知看板を変更する。

周知看板のイメージ図（医療救護所を設置する避難拠点の例）

| | |
|---|---|
|   | 食料・水・生活必需品の配給 Distribution of food, water and necessities 发放食品、水和生活必需品/물·식료·생활 필수품 배급 |
| 震度5弱以上の地震が発生した場合、開設します。 地震火災が発生した場合、避難する場所です。 延焼火災が迫った場合、他の避難拠点等に移動します。 震度6弱以上の地震が発生した場合、医師等がけが人の手当を行います。 | 避難生活場所の提供 Offer of shelter 提供避难生活场所/피난 생활 장소의 제공 |
| | 簡単な手当や健康相談 Basic medical treatment and health counseling 提供简单的医疗护理和健康咨询/응급처치 및 건강 상담 |
| | 災害に関する情報の提供 Disaster information 提供有关灾害的信息/재해에 관한 정보 제공 |
| | 被災者のための相談 Counseling for victims 为受灾者提供咨询服务/이재자를 위한 상담 |
| 練馬区指定 <h1>ひなん拠点</h1> <p>The refuge point in case of disaster 避 难 据 点 / 피 난 거 점</p> <h1>医療救護所</h1> <p>Medical aid station / 의료 구호소</p> | <h1>石神井東</h1> <h1>中学校</h1> <p>Syakuji higashi Elementary school 石 神 井 東 中 学 / 石 神 井 東 초 등 학 교</p> |

周知看板のイメージ図（現在）

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
|  | <h1>早宮小学校</h1> | | | |
| 練馬区指定 <h1>ひなん拠点</h1> | The refuge point in case of a disaster. 该学校是震灾的避难所。 이 학교는 지진발생시의 피난장소입니다。 | | | |
| 避難拠点では下記の内容を行います。 | | | | |
| 食料・生活必需品の配給  | 避難生活場所の提供  | 応急医療  | 災害に関する情報の提供  | 被災した方々の相談  |